

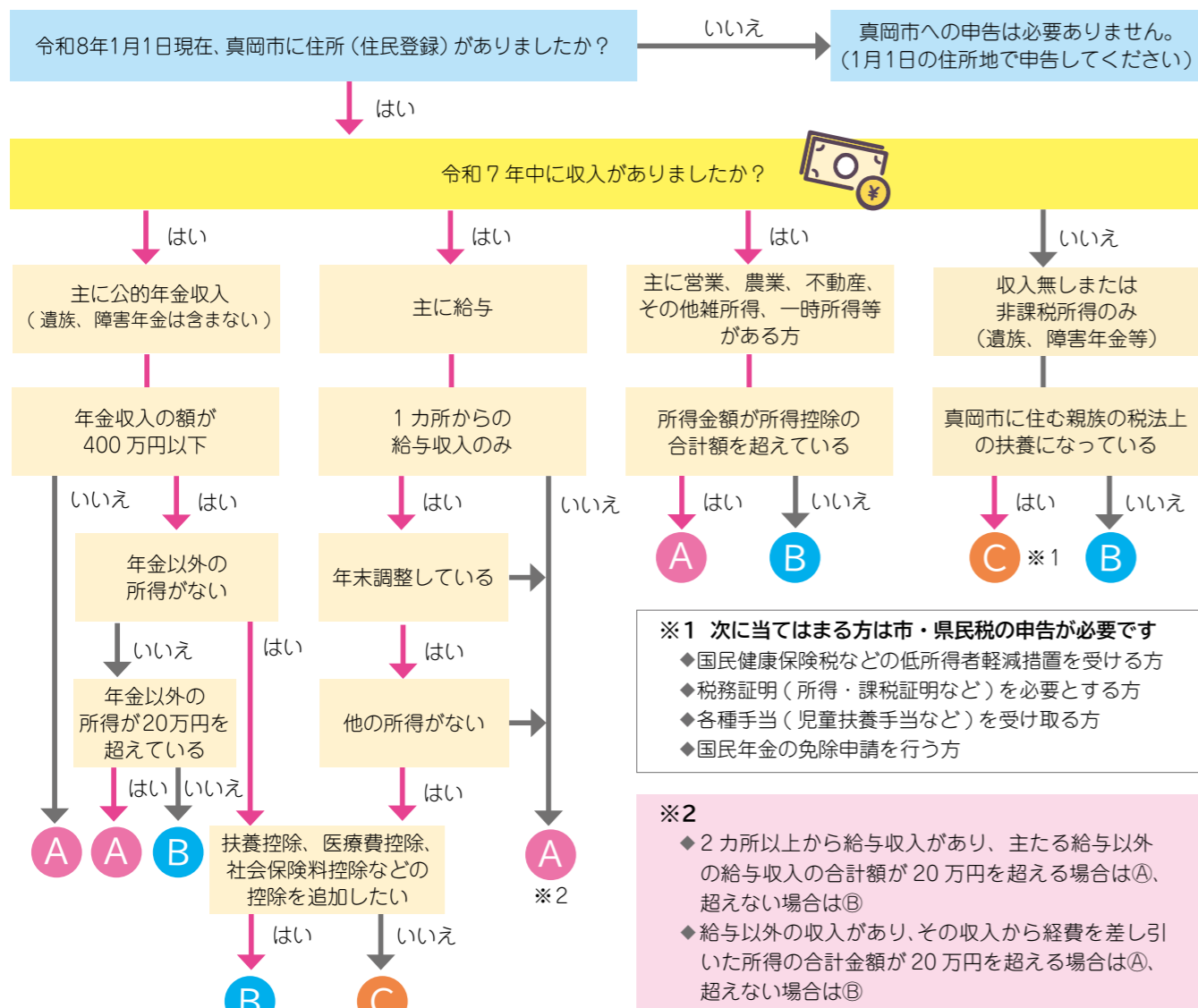
令和8年度(令和7年分) 市・県民税、所得税の申告は2/16(月)～3/16(月)

申告が必要な方(1つでも当てはまれば申告が必要となります)

- ① 営業・農業・その他の事業を営む方 地代・家賃収入のある方
- ② 給与所得者で次のような方
 - 給与の年収が2千万円を超える方
 - 他に営業・農業・不動産所得・配当などの所得がある方
 - 複数から給与支払を受け、年末調整で合算していない方
 - 中途退職や短期雇用などで年末調整されていない方
 - 医療費・住宅借入金・寄附金などの控除を受ける方
 - 源泉徴収票の内容や金額に変更が生じた方
- ③ 公的年金所得者で次のような方
 - 公的年金以外に所得がある方
 - 医療費・扶養などの控除を受けようとする方
- ④ 生命保険金や満期返戻金を受け取った方



市・県民税、所得税の申告が必要かチェック!

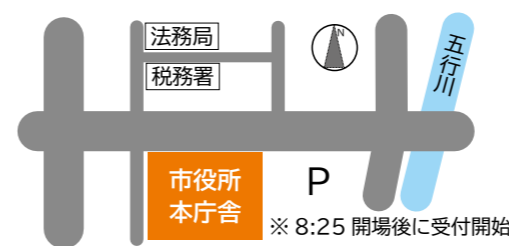


判定結果 このフローチャートは目安です。内容によって申請方法が異なる場合があります。

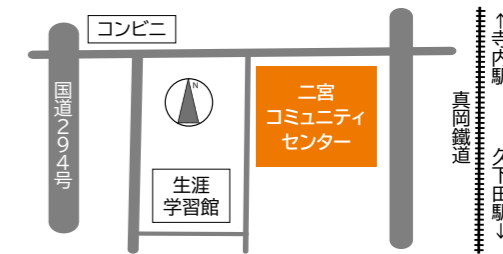
A	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告を提出すれば、市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	市・県民税の申告が必要です。	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。(※1)	

申告会場および日程

【真岡会場】市役所本庁舎1階ロビー
 【住所】荒町5191番地
 【受付時間】8:30～11:00/13:00～16:00
 ●真岡会場出入口の開場時間は8:25、受付開始は8:30です。



【二宮会場】二宮コミュニティセンター2階
 【住所】石島893番地15
 【受付時間】8:30～11:00/13:00～16:00



会場・日程についての詳細は、市政こよみ・WeeklyNewsもおか・市HPをご確認ください。

- 混雑により受付終了時刻が早まる場合あり
- 指定日に申告できない場合は予備日または別日でも受付可

申告の前にご確認ください

【注意】**収支内訳書や医療費控除等の明細書は自宅で作成**
 収支内訳書や医療費控除の明細書などが未作成の場合、申告の受付ができません。また、確定申告関係書類は、今年度より原則配布を行いません。国税庁のHPよりダウンロードしてご利用ください。



【厳守】**申告期限は3月16日(月)まで**
 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、令和6年度課税(令和5年分の確定申告)から、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

- 【必要書類】
- ① 個人番号(マイナンバー) 確認書類・身元確認書類
 - ② 昨年中(1～12月)の収入を明らかにできる書類
 - 【公共用地として土地を売却し補償金を受け取られた方】
 ※国・県に用地として譲渡された方は、真岡税務署での申告となります
 - ③ 控除を受けるものの証明書または領収書

問・税務課市民税係 TEL 83-8113 (市・県民税について)
 真岡税務署 TEL 82-2115 (所得税について)

パソコン・スマートフォンを使って申告してみませんか

イータックス e-Tax <<所得税>>

マイナンバーカードをお持ちの方は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自身で確定申告書の作成・送信ができます。ぜひ「e-Tax」を利用しましょう。

<必要なもの> ●マイナンバーカード
 ●マイナンバーカード読取対応スマートフォンまたはICカードリーダーとパソコン
 【e-Tax 作成コーナーヘルプデスク】
 TEL 0570-01-5901(土・日・祝を除く)



エルタックス eLTAX <<個人住民税>>

令和8年度分の個人住民税から電子申告(eLTAX)の受付が始まりました。下記の二次元コードよりぜひご利用ください。※所得税はe-Tax

TEL 0570-081459(ハイシンコク)
 つながらない場合は
 TEL 03-5521-0019

